

**公告**

平成31年4月4日、川西地区土地改良区の定款変更を認可しました。

平成31年4月11日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

平成31年4月4日、安曇野有明土地改良区の定款変更を認可しました。

平成31年4月11日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

平成31年4月4日、長野県中信平左岸土地改良区の定款変更を認可しました。

平成31年4月11日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成31年4月11日

長野県知事 阿部守一

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

平成31年度 工事事務管理システム運用管理業務

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県建設部建設政策課技術管理室

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成31年3月26日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 A & H共同企業体

(2) 所在地 松本市梓川倭3820-1

5 落札金額

27,734,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成31年2月12日

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成31年4月11日

長野県知事 阿部守一

1 契約に係る特定役務の名称及び数量

平成31年度長野県設計積算システム維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地

(1) 名称 長野県建設部建設政策課技術管理室

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2

3 契約の相手方を決定した日

平成31年3月26日

4 契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称 富士通株式会社長野支社

(2) 所在地 長野市鶴賀緑町1415

5 契約金額

79,002,648円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当するため

建設政策課技術管理室

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成31年4月11日

長野県知事 阿部守一

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

財務会計システム運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県会計局会計課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 随意契約の相手方を決定した日

平成31年3月27日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社日立製作所北関東支店

(2) 所在地 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16

5 随意契約に係る契約金額

31,174,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

会計課

建設政策課技術管理室

公告

長野平土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成31年4月11日

長野県長野地域振興局長 林 雅 孝

理事

新任

氏 名	住 所
徳永達夫	長野市大字赤沼1677番地
中野元男	長野市大字柳原1498番地

農地整備課

公告

茅野市大河原堰土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成31年4月11日

長野県諏訪地域振興局長 小野沢弘夫

理事

新任

氏 名	住 所
長田博文	茅野市玉川7537番地
松田廣一	茅野市玉川2243番地
丸茂博朗	茅野市玉川6461番地
原克人	茅野市玉川4354番地1
牛山寿宏	茅野市玉川8379番地
飯山和幸	茅野市玉川10150番地1
白鳥保美	茅野市玉川11121番地1
小林茂	茅野市玉川1272番地1
矢島章司	茅野市玉川5783番地
両角友男	茅野市玉川5253番地
久保田豊	茅野市宮川11207番地

退任

氏 名	住 所
原田薰	茅野市玉川2369番地2
牛山斐雄	茅野市玉川1297番地1
原田吉夫	茅野市玉川3518番地
牛山俊明	茅野市玉川6444番地イ
両角長次	茅野市玉川10893番地
飯山一彦	茅野市玉川9995番地2
白鳥勝也	茅野市玉川11130番地
両角二男	茅野市玉川5576番地
牛山繁幸	茅野市玉川5205番地
伊藤文弥	茅野市玉川7371番地2
堀弘明	茅野市宮川5293番地2

監事

新任

氏 名	住 所
長田近夫	茅野市玉川7326番地
原田恒一	茅野市玉川2511番地4

退任

氏 名	住 所
伊藤徳長	茅野市玉川7405番地1

原田安博 茅野市玉川2978番地

農地整備課

公告

長野県埴科郡土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成31年4月11日

長野県長野地域振興局長 林 雅 孝

理事

新任

氏 名	住 所
水出孝之	埴科郡坂城町大字坂城201番地1
柳町猛夫	千曲市大字戸倉400番地
宮入一弘	千曲市大字上徳間377番地4
米澤辰男	千曲市大字千本柳702番地
宮坂重信	千曲市大字寂蔵430番地2
宮尾浩	千曲市大字森2482番地4
山崎芳照	千曲市大字倉科8番地1
相澤忠一	千曲市大字雨宮1562番地
久保安彦	千曲市大字雨宮1469番地

重任

氏 名	住 所
岡田昭雄	千曲市大字森2343番地1
山村弘	埴科郡坂城町大字上平282番地
寺澤喜孝	千曲市大字鎧物師屋338番地
小岩一雄	千曲市大字杭瀬下128番地
春日一男	千曲市大字栗佐1089番地1

退任

氏 名	住 所
千野隆夫	埴科郡坂城町大字坂城299番地
瀧澤文武	千曲市大字磯部97番地
中村功	千曲市大字内川316番地
中島勝雄	千曲市大字小船山227番地
宮坂勝利	千曲市大字寂蔵1147番地
岡田忠行	千曲市大字森707番地
嶋田孝	千曲市大字倉科862番地
岩佐行雄	千曲市大字雨宮165番地
北村光正	千曲市大字土口532番地4

監事

新任

氏 名	住 所
赤地敬司	千曲市大字内川1272番地1
宮城隆一	千曲市大字中272番地1
久保勝義	千曲市大字森1406番地

退任

氏 名	住 所
近藤克己	千曲市大字倉科1526番地
宮入啓全	千曲市大字上徳間2379番地1
坂口弘正	千曲市大字中228番地

農地整備課

公告

豊野町土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成31年4月11日

長野県長野地域振興局長 林 雅 孝

理 事

新 任

氏 名 住 所
倉 島 康 嘉 長野市川中島町上水鉋491番地8

退 任

氏 名 住 所
横 地 克 己 長野市上野1丁目1552番地32

農地整備課

公告

北信州土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成31年4月11日

長野県北信地域振興局長 藤 澤 幸 男

理 事

新 任

氏 名 住 所
田 川 清 一 中野市大字更科506番地

退 任

氏 名 住 所
酒 井 公 雄 中野市大字更科254番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成31年4月11日

長野県上田建設事務所長 蓬 田 陽

1 許可番号

平成31年3月15日 長野県上田建設事務所指令30上建第78-21号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市古里字一本木855-1、855-2、855-3、855-4、855-5、855-6、856-5、856-13、856-14、856-15、856-16、856-17、字篠井原856-2、856-10、856-11、856-12

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市平林1-36-3

大和ハウス工業株式会社 支配人 斎 藤 喜 男

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成31年4月11日

長野県長野建設事務所長 下 里 嶽

1(1) 許可番号

平成30年11月19日 長野県指令30都第29-8号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字小布施字三本木622-6

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上高井郡小布施町大字小布施615-1

小 笹 勇

2(1) 許可番号

平成31年3月18日 長野県指令30都第29-14号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字小河原字前田沖5-27

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字須坂1471-10

境 文 紀

都市・まちづくり課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり行います。

平成31年4月11日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務

2 講習の対象者

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者

(1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、

継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

実施期日	時間
平成31年6月11日(火)から平成31年6月20日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の8日間	午前9時30分から午後5時まで

(注) 講習の受付時間は、平成31年6月11日(火)午前9時5分から午前9時20分までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3

T O i G O W E S T 3階

長野市生涯学習センター

4 受講定員

20名

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話 026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

平成31年4月25日(木)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上あることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

イ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

オ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

カ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

平成31年5月20日(月)から平成31年5月24日(金)まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(4) 講習手数料

講習手数料(4万7,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

(1) 講習における修了考査に合格した者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり行います。

平成31年4月11日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務

2 講習の対象者

受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に

関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

実施期日	時間
平成31年6月14日（金）から平成31年6月20日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の5日間	午前9時30分から午後5時まで（平成31年6月14日（金）は、午後1時10分から午後5時まで）

（注） 講習の受付時間は、平成31年6月14日（金）午後0時40分から午後1時までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3
TO i G O W E S T 3階
長野市生涯学習センター

4 受講定員

20名

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(1) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(イ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

平成31年4月26日（金）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記

入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

イ 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

ウ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

エ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

オ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し
カ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

キ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

平成31年5月20日（月）から平成31年5月24日（金）まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(4) 講習手数料

講習手数料（2万3,000円）は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

(1) 講習における修了考査に合格した者には、この講習に係る修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

正 誤

平成31年4月1日付け長野県規則第36号「長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則」中

ページ 行（箇所）

誤

5 左側24

正

農業機械学 I

農業機械学 I

農業技術課